

第八四回

参第四号

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（案）

第一条 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「こえる」を「超える」に、「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、「又は修理」を「、修理又は運送」に、「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第五項とする。

二 個人たる事業者又は資本の額若しくは出資の総額が一億円以下の法人たる事業者でその資本の額若しくは出資の総額が前項第二号に規定する親事業者より小さいものであつて、当該親事業者から製造委託等を受けるもの

第二条第三項第一号中「こえる」を「超える」に改め、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者」の下に「（以下「公社等」という。）」を加え、「又は修理委託」を「、修理委託又は運送委託（以下「製造委託等」という。）」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

二 資本の額又は出資の総額が一千万円を超え一億円以下の法人たる事業者（公社等を除く。）であつて、個人たる事業者又は資本の額若しくは出資の総額が一億円以下の法人たる事業者でその資本の額若しくは出資の総額が自己より小さいものに対し製造委託等をするもの

第二条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「運送委託」とは、事業者が物品の運送（運送の取次、代理及び媒介を含む。以下この項及び第六項において同じ。）を業として引き受ける場合にその引受けに係る物品の運送を他の事業者に委託することをいう。

第二条の二第一項中「六十日」を「四十五日」に改め、同条第二項中「六十日を経過した日」を「四十五日を経過した日（以下「法定支払期間を経過した日」という。）」に改める。

第三条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「（運送委託の場合にあつては、第四号を除く。）」を加え、同項第一号、第三号及び第四号中「責に」を「責めに」に改め、同項第七号中「前号」を「第七号」に、「親事業者について次項各号の一に該当する」を「次項から第六項までの規定に違反する」に改め、「中小企業庁長官」の下に「若しくは都道府県知事」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加え

る。

六 前号に掲げる行為を除き、通常定められる取引条件に比し著しく不利益な取引条件を定めること。

第四条第一項第七号の次に次の二号を加える。

八 下請事業者が単独で、又は二人以上共同して、下請代金の額、下請事業者の給付の受領の期日、その給付の内容についての検査の方法その他の取引条件について交渉を申し入れた場合に、正当な理由がないのにその交渉に応じないこと。

九 下請事業者が取引条件について交渉をし、又は交渉を申し入れたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

第四条第二項を次のように改める。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合において、自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この項において「原材料等」という。）を自己から購入させたときは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

第四条に次の四項を加える。

3 親事業者は、常時使用する従業員の数が五人以下の下請事業者に対する下請代金については、現金支払以外の支払方法によつて支払つてはならない。

4 親事業者は、下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形であつて当該下請事業者の利益を不当に害することとなるものを交付してはならない。

5 親事業者は、下請代金の支払につき手形（前項に規定する手形を除く。）を交付する場合には、法定支払期間を経過した日の前日までにその満期が到来する手形のほか、法定支払期間を経過した日から九十日の期間内であつて公正取引委員会規則で業種ごとに定める期間（以下「法定手形期間」という。）内にその満期が到来する手形をもつてしなければならない。

6 前項の場合において、親事業者は、下請事業者に対し、法定支払期間を経過した日から満期の前日までの期間について、その日数に応じ、当該手形で支払われた下請代金の額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を割引料として支払わなければならない。

第四条の二中「下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日」を「法定支払期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（加重金）

第四条の三 親事業者は、下請代金の支払につき手形を交付する場合において、第四条第五項の規定に適合する手形をもつてしなかつたとき（同条第四項に規定する手形を交付したときを除く。）は、下請事業者に対し、法定支払期間を経過した日から法定手形期間を経過した日の前日までの期間について同条第六項の規定により計算した金額及び当該期間を経過した日から当該手形の満期の前日までの期間について前条の規定により計算した金額を合計した金額を支払わなければならない。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第六条の見出しを「(中小企業庁長官等の請求)」に改め、同条中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「第六号」を「第七号」に、「親事業者について同条第二項各号の一に該当する」を「同条第二項から第六項までの規定に違反する」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、その管轄する区域内に事務所又は事業所のある親事業者について、前項の規定に準じ、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置を執るべきことを求めることができる。

第七条第一項中「第七号」を「第八号から第十号まで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「支払い」の下に「、その交渉に応じ」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は」を削り、「引き取る」を「引き取り、又はその取引条件を改める」に改め、同条第三項中「親事業者について第四条第二項各号の一に該当する」を「第四条第二項から第六項までの規定に違反する」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「とる」を「執る」に改める。

第九条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同条第二項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加え、「第六条」を「第六条第一項又は第二項」に改める。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（第一次委託事業者の義務）

第十条 製造委託等の目的物たる物品に係る製造委託等が数次にわたつてなされる場合における資本の額又は出資の総額が一億円を超える法人たる事業者（公社等を除く。）で当該物品に係る第一次の製造委託等をするもの（以下「第一次委託事業者」という。）は、第二条第四項第一号に規定する親事業者に該当しない場合であつても、第二条の二から第五条までに規定する事項を遵守するようにしなければならない。

2 第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした親事業者がこの法律の規定に違反していると認められるときは、その親事業者に対し、その違反している事実を指摘して、その是正のための措置を執るべきことを求めるようにしなければならない。

3 前項の場合を除き、第一次委託事業者は、当該物品に係る第二次以下の製造委託等をした事業者が次の各号の一に掲げる行為をしないようにその事業者を指導し、その事業者について次の各号の一に掲げる事実があると認められるときは、その事業者に対し、その旨を指摘して、その改善のための措置を執るべきことを求めるようにしなければならない。

一 第四条第一項第一号、第二号又は第八号から第十号までに掲げる行為に相当する行為をしていること。

二 第四条第一項第三号から第七号までに掲げる行為に相当する行為をしたこと。

三 第四条第二項に規定する行為に相当する行為であつて当該製造委託又は修理委託を受けた事業者の利益を不当に害することとなるものをしたこと。

四 第四条第三項から第六項までの規定に違反する行為に相当する行為をしていること。

(都道府県知事の指導)

第十一条 都道府県知事は、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者(公社等を除く。)が個人又は資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者に対し製造委託等をした場合において、当該製造委託等をした事業者について前条第三項各号の一に掲げる事実があると認めるときは、当該製造委託等をした事業者に対し、当該製造委託等を受けた事業者の利益を保護するため必要な措置を執るよう指導しなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する製造委託等をした事業者の事務所又は事業所が他の都道府県の区域内にある場合には、当該他の都道府県の知事に対し、同項に規定する指導を行うように要請することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

第二条 下請代金支払遅延等防止法の一部を次のように改正する。

第二条の二中「四十五日」を「三十日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五項及び第六項の規定は、第一条の規定の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 第一条の規定の施行前にされた製造委託又は修理委託(同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下この項において「旧法」という。)第二条第一項又は第二項に規定する製造委託又は修理委託をいう。次項において同じ。)に係る下請代金(旧法第二条第六項に規定する下請代金をいう。)の支払に関する事項については、第一条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法(次項において「新法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新法の規定は、第一条の規定の施行により親事業者に該当することとなつた者が第一条の規定の施行前にした製造委託、修理委託又は運送委託（新法第二条第三項に規定する運送委託をいう。）に係る下請代金の支払に関する事項については、適用しない。
- 4 第一条の規定の施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 第二条の規定の施行前にされた製造委託等（同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下この項において「旧法」という。）第二条第四項第一号に規定する製造委託等をいう。）に係る下請代金（旧法第二条第七項に規定する下請代金をいう。）の支払に関する事項については、第二条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第二条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

親事業者の下請代金の支払等の現状にかんがみ、下請事業者の経営の安定に資するため、親事業者の下請代金の支払方法の改善を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。